簡易生命保険契約又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号若しくは水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の支払に係る債務

三　金銭の貸借契約に基づく借入金の返還に係る債務（当該債務の保証に係る債務を含む。）

（携帯することができない財産）

第七条　法第十七条第一項の政令で定める財産は、船舶及び航空機とする。

（方面公安委員会への権限の委任）

第八条　法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（法の施行の日までに法附則第五条の規定による警察法の改正がその前提としていた国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（第百八十六回国会衆法第四十六号）附則第五条の規定による同法の改正が行われていないことに伴う同法の改正規定の読替え）

2　法附則第五条の規定の適用については、同条中「第十二号を第十三号とし、第十一号」とあるのは、「第十一号」とする。

（警察法施行令の一部改正）

3　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に必要な旅費、物件費その他の経費

（警察庁組織令の一部改正）

4　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）の施行に関すること。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百五十七号

旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理等に関する政令

内閣は、政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律（昭和二十一年法律第二十一号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（剰余金処理の特例）

第一条　旧外地特別会計（朝鮮鉄道用品資金特別会計、朝鮮簡易生命保険及び郵便年金特別会計、朝鮮食糧管理特別会計、台湾総督府特別会計、台湾食糧管理特別会計、台湾事業用品資金特別会計、樺太庁特別会計、関東局特別会計、南洋庁特別会計及び朝鮮総督府特別会計（それぞれ政府出資特別会計法外二十一法令の廃止等に関する法律（第四条において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の朝鮮鉄道用品資金会計法（大正十四年法律第十八号）、朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計法（昭和十八年法律第十八号）、朝鮮食糧管理特別会計法（昭和十八年法律第九十一号）、台湾総督府特別会計法（明治三十年法律第二号）、台湾食糧管理特別会計法（昭和十四年法律第三十五号）、台湾事業用品資金特別会計法（明治四十年法律第十八号）、関東都督府特別会計法（明治四十年法律第十七号）、南洋庁特別会計法（大正十一年法律第二十五号）及び朝鮮総督府特別会計に関する件（明治四十三年勅令第四百六号）に基づく朝鮮鉄道用品資金特別会計、朝鮮簡易生命保険及び郵便年金特別会計、朝鮮食糧管理特別会計、台湾総督府特別会計、台湾食糧管理特別会計、台湾事業用品資金特別会計、樺太庁特別会計、関東局特別会計、南洋庁特別会計及び朝鮮総督府特別会計をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）のうち朝鮮食糧管理特別会計、台湾総督府特別会計、樺太庁特別会計、関東局特別会計、南洋庁特別会計又は朝鮮総督府特別会計の昭和二十一年度の歳入に繰り入れるべき金額（このうち朝鮮総督府特別会計については、同会計の昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の額から朝鮮鉄道用品資金特別会計の昭和十九年度の歳入歳出の決算上の不足の額を控除した額に相当する金額）は、一般会計の平成二十七年度の歳入に繰り入れるものとする。

（権利義務の帰属）

第二条　この政令の施行の際、旧外地特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

2　前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

（歳入歳出決定計算書の作成の特例等）

第三条　外務大臣は、旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算を行う場合においては、他の法令の規定にかかわらず、財務大臣と協議して定める様式による旧外地特別会計の歳入歳出の決定計算書を作成し、財務大臣に送付するものとする。

（旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算についての旧会計法の規定の読替え）

第四条　旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算についての廃止法第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた会計法（昭和二十二年法律第三十五号）による改正前の会計法（大正十年法律第四十二号）第二十三条の規定の適用については、同条中「政府」とあるのは「内閣」と、「帝国議会」とあるのは「国会」と、「翌年開会ノ常会ニ於テ」とあるのは「平成二十八年三月三十一日迄ニ」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎